上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月25日

#### 上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第3号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例施行規則

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成19年上尾市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例(令和6年上尾市条例第11号。以下「条例」 という。)第5条の規定に基づき、市立学校(市立の小学校及び中学校を いう。以下同じ。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医 等」という。)の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものと する。

(定義)

- 第2条 この規則において「災害」とは、条例第2条に規定する災害をい う。
- 2 この規則において「補償」とは、条例第1条に規定する補償をいう。
- 3 この規則において「補償基礎額」とは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令28 3号。以下「政令」という。)第1条に規定する補償基礎額をいう。

(災害の報告)

第3条 市立学校の校長は、学校医等について公務により生じたと認められる災害が発生したときには、速やかに公務災害発生報告書(第1号様式)により、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告しなければならない。

(公務災害の認定及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合には、その災害 が公務により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたもの であると認定したときは、速やかに公務災害認定通知書(第2号様式)に より、補償を受けるべき者に通知するものとする。

(補償の請求)

- 第5条 前条の規定による通知を受けた者は、補償(現に受けている補償の内容の変更を含む。以下この条及び第7条において同じ。)を受けようとするときは、受けようとする補償の種類に応じ、次に掲げる請求書を学校医等の所属学校(学校医等が死亡し、又は離職した場合にあっては、その死亡又は離職の直前における学校医等の所属学校。第16条において同じ。)の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) 療養補償請求書(第3号様式)
  - (2) 休業補償請求書(第4号様式)
  - (3) 傷病補償年金請求書(第5号様式)
  - (4) 傷病補償年金変更請求書(第6号様式)
  - (5) 障害補償年金・一時金請求書(第7号様式)
  - (6) 障害補償変更請求書 (第8号様式)
  - (7) 介護補償請求書(第9号様式)
  - (8) 遺族補償年金請求書(第10号様式)
  - (9) 遺族補償年金前払一時金請求書(第11号様式)
  - (10) 遺族補償一時金請求書(第12号様式)
  - (11) 葬祭補償請求書(第13号様式)
  - (12) 未支給の補償請求書(第14号様式)

(遺族補償年金の請求の代表者)

- 第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任することができる。
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を添えて、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補償の決定及び通知)

- 第7条 教育委員会は、第5条各号の請求書を受理したときは、これを審査 し、補償に関する決定を行い、補償の種類に応じ、次に掲げる通知書によ り、速やかに当該請求書を提出した者に通知するものとする。
  - (1) 療養補償決定通知書(第15号様式)
  - (2) 休業補償決定通知書(第16号様式)
  - (3) 介護補償決定通知書(第17号様式)
  - (4) 傷病補償決定通知書(第18号様式)
  - (5) 障害補償決定通知書 (第19号様式)
  - (6) 遺族補償決定通知書(第20号様式)
  - (7) 葬祭補償決定通知書(第21号様式)

(支給方法)

第8条 教育委員会は、療養補償及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(所在不明による支給停止)

- 第9条 政令第11条の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書(第22号様式) 又は遺族補償年金支給停止解除申請書(第23号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請をした者に速やかに 書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書の交付等)

- 第10条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金 (以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当 該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書(第24号様式)を交付し なければならない。
- 2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じたときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、必要があるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

(年金証書の再交付)

- 第11条 年金証書の交付を受けた者が、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に当該年金証書の亡失の事実を明らかにすることができる書類又はその損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を教育委員会に請求することができる。
- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

(年金証書の返納)

第12条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る 年金たる補償を受ける権利が消滅した場合は、遅滞なく当該年金証書を教 育委員会に返納しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、その傷病若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、傷病の現状報告書(第25号様式)、障害の現状報告書(第26号様式)又は遺族の現状報告書(第27号様式)により、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ必要がない旨を通知した場合は、この限りでない。

(届出)

- 第14条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なくその 旨を教育委員会に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は住所を変更した場合
  - (2) 傷病補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合 ア その負傷又は疾病が治った場合
    - イ その障害の程度に変更があった場合
  - (3) 障害補償年金を受ける者にあっては、その障害の程度に変更があった場合
  - (4) 遺族補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合
    - ア 政令第10条第1項(第1号を除く。)の規定により、その者の遺 族補償年金を受ける権利が消滅した場合
    - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる 遺族の数に増減を生じた場合

- ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)、又は政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)。
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 介護補償を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 4 前3項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害の届出)

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(校長の助力等)

- 第16条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、学校医等の所属学校の校長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。
- 2 学校医等の所属学校の校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明書等を求められたときは、速やかに当該証明書等を発行しなければならない。

(記録簿)

- 第17条 教育委員会は、次に掲げる記録簿を備え、当該記録簿に必要な事項を記入しておかなければならない。
  - (1) 災害補償記録簿
  - (2) 傷病補償年金記録簿
  - (3) 障害補償年金記録簿
  - (4) 遺族補償年金記録簿

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、市立学校の学校医等の公務災害補 償の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 公務災害発生報告書

	(宛先) 上尾市教育委員会	····	. 7 (((中上))5	学校長	£	第 手	月	<del>号</del> 日
	下記のとおり公務により生		にる災害から 記	充生 した	ので報告	しよ	-g .	
1	所 属 学 校							
2	被災者の職名、氏名 及び住所	職名	氏名					
		住所						
3	災害発生の日時	年	月	<u> </u>	時		分頃	
4	災害発生の場所							
5	傷 病 名							
6	傷病の部位及びその程度							
7	災害発生の状況等							
8	公務により生じた災害と 認める理由							

## 公務災害認定通知書

	第		号
	年	月	目
様			
<u>.t</u>	尾市教育	委員会	即
下記の傷病については、公務により生じた災害と認定されましたの学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条何定により通知します。			
記			
1 氏 名			
2 傷 病 名			
3 災害発生年月日 年 月			
4 認 定 番 号			

#### 補 償 の 内 容

#### 1 あなたが被災学校医等である場合

#### (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

#### ア 診察

- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 力 移送

#### (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補

償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

#### (3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、政 令に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度 に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

#### (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、政令に定められている程度の身体障害が 残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができま す。

#### (5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることになります。

#### (6) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、政令で定める障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

#### 2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

#### (1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であって、学校医等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母

- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は60歳以上の兄弟 姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、学校医等の死亡の当時、政令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。 遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあっては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は、上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

#### (2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。 なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。

#### (3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

#### (4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

#### (5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

## 療 養 補 償 請 求 書

						Ī	請求回数		第		口	
				1	請求年月日	3			年		月	日
(宛	<u>(先)</u> 上尾市教	育委	員会	i	請求者の信	上所						
下言	記の療養補償			E	ふりがた モ							
<b>*</b>		所学校			氏名 三月日		負傷又に	は発病年月	日	年	月	日
	上記のと	おり	相違ないことを	証明し	します。							
所属 長の 証明		年	月 日									
							学	校長				印
	この請求	書に	よる療養補償の	費用の	の受領を <u></u>		に委任し	ます。				
2							委任者の」	氏名				
補償費用	上記委任	に基	づき、この請求	書に。	よる療養権	捕償の費	用の支払	を請求しま	す。			
の受領委							受任者	の住所				
任							1	氏名				
3 診	療	費	内訳は「9診療	費請	求明細」	闌記載の	とおり					円
4 看	護	料		Ξ. Ξ.	月日月日	から まで	日間					円
			交通費									
5 移	送送	費	から す	きで	キロメー トル	□片道 □往復						円
			その他の移送費	ŧ								円
6 上	:記以外の療	養費	内訳別紙請求書	書又は	は領収書	枚の。	とおり					円
7 療	養補償請求	金額	3~6の合計額									円

8 送金希望の	口座	振替	振込先金融 機 関 名 □普通預金 □座番号 預金名義者		変店 座預金	**受   ***   ***		理定					年年年	月月月月	日日日
場合	送 小 そ <i>の</i>		振込先金融機 関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店	支 ※ 決	定金	払金額						<i>)</i> 1	円
		· 16									⇒\ \ <b>±</b> :	<i>F</i>	П	П.2	. >
	(1)	ア				(2)	ア	年	月	日	診療期間	年 年	月 月	日 カ 日 す	けら まで
	傷	イ				診	イ	年	月	日	診 寒日数				日
**	病					診療開始日		,			転			帰	
9	名	ウ				日	ウ	年	月	日	治癒	3	花亡		中止
	(3)	初診	時間外・伊	ド日・深夜	回点										
診	診	再	再 診 内 科 再 診 時 間 外		口口口										
\ <del>\</del>	察	診	休日・深夜		口										
療	不	指導	普通		回回										
費	料	往診	で 一夜 間 一深夜・暴風雨	可雷・難路	口口										
	(4)	内			服										
請	投	薬	剤		単位										
	薬		• 処		回										
求	料	屯			服										
	(5)	皮下角			□										
明	注射料		派 内		口										
	料	その	り他		口										
細	(6)				口										
	処 置 料	薬剤	웨		口口										

$\overline{}$	<i>(</i> -)						
	(7) 手術 麻酔			口口			
	料	薬剤		口			
	(8)			口			
	検査料			口			
-	料	薬剤		□			
	(9)			口			
	レン トゲ						
_	ン料			口			
	(10)						
	そ						
	の 他						
_	lie.				_		
		入院年月	日 年	月日			
		+ 特2	入院時基 (室料・看護				
	(11)			点			
	入	院 晋 看	食有 食無	<ul><li>× 日間</li><li>× 日間</li></ul>			
		<b>食</b> 1	特食	× 日間			
		診 — 看 基 2	入院時医学 1月未満 ×				
		原 广 <u></u>	1月~3月未 3月以上 ×				
	рu	[ ] [ ] [ ]	9万以上 7	—————————————————————————————————————			
		その他					
	(10)	l	州点数表により	 計算できる合	1.5	<u>l                                      </u>	
	(12)	計額					円
		ساجا حلي لاج					
	(13)	診療報酬 もの	州点数表により	計算できない			円
	•		断書料・入院室	料差額等)			
	(14)	診療費請求	合計額			(12) + (13)	円
						. , ,	. ,

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

診療機関の 名 条 医師 氏名

## 休 業 補 償 請 求 書

								請	求回数	第	口
	(					請求年月	日		年	月	日
	(宛先) 上尾市	前教育委	員会			請求者の	住所				
=	下記の休業補	償を請	求します。			ふりが 氏	-				
<b>※</b> 1	認定番号 第 号	所 原学校名	•		職・氏 生年月			負傷又	は発病年 年	月日月	日
所属長	補償基础	遊 額		円		のため た期間		年 年	月 月	日か 日ま	
所属長の証明	上記のと	おり相道 年	<b>韋ないこと</b> 月 日	を証	明します	0	学校县			印	J
2	厚生年金保	:険法等		)被仍	呆険者で	被保险記号番		書等の	所轄年金	<b>企事務</b> 原	<b>新等</b>
	の適用		ある。   □被保険	者で	ない。						
3 休業	療養のため ち給与その を得ること	他の業	務上の収え	Λ.	年年	月月	日か! 日ま <sup>-</sup>		日間の	うち	日
補僧	間						т 6				
請求人	通常	D	場	<u>_</u>   [	補 償基礎額			(請求日	数)		
休業補償請求金額の計算	m ux	V	<i>7))</i>	1		$\times \frac{60}{100}$	- ×		=		円
計算	公立学校の 及び学校薬 償の基準を 2年政令第2 則第3条の が制限又は	系剤師の 定める 83号) 規定に	公務災害補 政令(昭和 第6条又はM より支給額	甫 3 付							円
4	休 業 補	償 請	求金智	頁							円
<b>%</b> 5	傷病名 現 在 の		年	月	日□		死亡	□転医	□中止	□継	続中
医師の証明	療を他のなる。そのできなかられる。	業務にことがったと	年年	月月	日から 日まで	勤務にが をとた 理由	事する	るこかっ			

	上記のとま	3り相違ないこ 年 月	とを証明します。 日	)						
			診療機関の	所 有 )名 医師	E 地 称 氏名					
6 ÷	_ ++	振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	<b>※</b> 受	理	左	Ē	月	目
送 金	口座振替	□普通預金	≥ □当座預	金	*		左	Ē.	月	田
希		口座番号			決	定				, .
望		預金名義者			*		j-	r <del>.</del>		п
の		振込先金融	銀行	支店	支	払	左	F	月	日
場 合	送金小切手	機関名	信用金庫 JA	支店 支店	<b>※</b> 決定	金額				円
	その他					. 亚. 帜				

## 傷病補償年金請求書

								*	年	金	証	書	番	号
									第	等		Ę	<u>-</u>	
(宛	先)				請求年	三月日				年		月		日
	上尾市教 上尾市教 己の傷病補償			す。		デの住所 がな 名								
<b>%</b>	認定番号 第 号	所 学校			職・氏々生年月			-	負傷	又は	発病 <sup>4</sup> 年		日 月	日
所属	補償基礎	整額					円							
長の証明	上記のと	:おり 年	相違ない 月	ハこと? 日	を証明しる	ます。	学校	交長						印
2 傷	病等級	第		級	٠,						年	月		日
4 傷	病の名称、	部位》	及びその	)状態										
5 既	存障害の部	<b>邓位及</b>	びその	程度										
6 日	常生	活	の状	:能										
		法等			保険者で				所	轄年	金事	務所	等	
の	適用			-	ぶない。									
8	通常	Ø	場	合	補償基礎		(倍	数)	) =		Р	1		
T		円												
9 傷	病補償生	F金	請 求 年	三額										円
10 湖	 系付する書類	_ <del>_</del> 頁その	- <u></u> 他の資料	料名										

		振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	月	日
11 送	口座振替	□普通預金	□当座	預金					
金希		口座番号			※決	定	年	月	日
望		預金名義者							
の場合	送金小切手	振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※決定	年額			円
	その他								

## 傷病補償年金変更請求書

(宛	<b></b>				請求	年月	田		年	月	日
	上尾市教育			- L L		者の		:			
ます。	このとおり傷症	<b>雨補償</b>	の変更を	請求し	ふ 氏	りが	な 名				
<b>%</b> 1	年金証書の 第	番号号	所 属学校名					・氏名 年月日			
所属長の	補償基礎額						円				
長の証明	上記のとま	おり相 年	違ないこ  月		明しま	す。	در	<b> </b>			En .
租力	 在受けている	傷病	補償年金	の傷病			7	学校長			印
等 等								第		級	
.7	住受りている開始された年		<b>州</b> 俱平金	07又和				年		月	
4 障	害の程度に変	変更か	ぶあった	年月日				年	月	日	
5 傷	病の名称、	部位	及びその	の状態							
6 変	更後の	) 僧	高 病	等 級				第		級	
7 傷病	通常	の	場合	(補償	基礎物	預) ×	(倍	数)	円		
補年請年の算	公立学校の学校の学校の学校の実施である。 科医海側の身合、 会には 第6条又は 第6条より支 に まれる場	交基準を基準を表準を対します。	師の公務  定める政  第283号   第3条の規								円
8 傷	病補償年	金 請	求年額	į							円
9 添付	付する書類そ	の他	の資料名	1							
※受理	里 年 月	日	※決定	年	月	日	<b>*</b> ?	央定年額			円

# 障害補償 年 金 請求書

												*	年	金	証	書	番	号	÷
														第		1	号		
(7	包先)								請求年	三月日					年	Ē	F,		日
2	<u>上尾市</u>	教育	季	員会	<u> </u>				請求者	の住所									
下	記の障害補	償を	清	求し	ょす	- 0				がな									
<b>%</b> 1	認定番号 第 号		原 校名						<ul><li>氏名</li><li>年月日</li></ul>				負債	傷又に	は発症	ラ 年 年		月	日
所	補償基礎	額								Р	9								
所属長の証明	上記のと		り相 年	目違;		ے ک E		しま	す。			学	:校長	<u> </u>					印
2 3	障害等級 第 障害の部位及びその程度					ř	級	3 治源	<b>癒年月</b> 日	3					年	月		日	
4 ß	障害の部位及びその程度							·											
5 B	既存障害とその程度																		
	享生年金保 の適用	) (	等				安保険者 音でない		っる。	被保険の記号			等 j	折轄 <sup>左</sup>	<b>手金</b> 马	事務所	等		
7	通	常		の		場	合	(補	<b>捕償基礎</b>	類)(f ※	<u>计</u>	数) =	=		円				
償年 一時 請求	章害補 賞年金 一時金 情求金 預の計				害補償 和32年 附則第												円		
8 \$	章 害 補	i 1	賞				文年 額 求金額												円
9 %	添付する書類その他の資料名					資料名													

10		振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	月	日
送	口座振替	□普通到	頁金 □当區	<b>座預金</b>	· <b>※</b> 決	定	年	月	日
金		口座番号			AD.	Æ	+	Л	Н
希望		預金名義者			※支	払	年	月	п
の	送金小切手	振込先金融	銀行 信用金庫	支店 支店		14	+	月	日
場合	<b>区並小別于</b>	機関名	II A J A	支店		年 額			
	その他				※決定	金額			円

## 障害補償変更請求書

(岁	5年	)				請求年月	日			年		月	日
	<u> </u>	/_ 上尾市教 <sup>-</sup>	育委員会			請求者の	住所						
す。	`記の	りとおり障	苦補償の変	変更を請	ず求し	ま ふりが 氏							
<b>%</b> 1	年番番第		所 属学校名			職・氏名 生年月日		-	負傷又に	は発病な	年月日 年	月	日
所属長	補	償基礎額					円						
長の証明		上記のとお	3り相違ない 年 月	ことを 日	証明し	ます。		学村	交長				印
	見在	受けている	る障害補償	年金の『	章害				第			級	
		受けている 始された年	る障害補償 <sup>2</sup> 三月	年金のう	支給				年	Ξ.		月	
4 1	章害	の程度に	変更がある	った年月	月日				年	J	月	日	
5 B	章 信	事の部位	立及びそ	. の程	度								
6 多	变	更後	の障害	等 等	級				第			級	
7		通常	· 0	場	合	(補償基礎額)	(倍 ¾ ×	数) =		円			
障償一請額算	金金金	及び学校 の基準を 政令第28 3条の規定	の学校医、 薬剤師の公 定める政令 3号)第6条 定により支持 される場合	務災害 (昭和3 又は附見	補償 32年 則第								円
8 Ji	章	害補	re:	請 求 年 含請 求 <i>包</i>									円
9 湖	乔 付	する書	類その他	の資料	4名								
*	《受	理	年	月	目	※決	定			ź	丰	月	日
*	《支	払	年	月	日	※決定	年額 金額						円

## 介護補償請求書

						請求	回 数	第	3	口
	(; <del> -</del>			請求年月	∄		Ź	F	月	日
	(宛先) 上尾市教	育委員会		請求者の住	所_					
-	下記の介護補償	を請求します。		ふりがな 氏						
	所属学校名		氏名	・生年月日				年	月	日生
<b>※</b>	職名		負傷	<b>万</b> 又は発病年	月日	1				
所属		□傷病補償(傷病 □障害補償(障害			及第 及第		号) 号)			
長 の	年金補償の番	号第		号						
証明		り相違ないことを 年 月 日	証明 โ	します。	学	产校長				印
2		びその程度並びに 5 日常生活の状態								
3	介護を要する 状態の区分	□常時介護を	·要す	る状態 [	□随	時介語	葉を要す	る状態	daz	
	請求対象年月	介護を要する費 として支出した	-	親族等から受けた日の			計	<b>永</b>	月	額
4 請	年月		円	□有		無				円
請求内容	年月		円	□有		無				円
	介護補	償 請 求 金	額	(請求月額(	の合	計)				円
5	万段と	自宅 病院・施設等(名移 入院(入所)期間		年 月	日~	Ç	年	月	) 目	

6		氏	名			: の続 関係			請	示者	が介護	を受け	た期間	j	
	族等							年	,	月	日~	年	月	月	
で	介護							年	,	月	日~	年	月	月	
	従事 た者							年	,	月	日~	年	月	日	
	7 添付す							年	,	月	日~	年	月	日	
7	添付する書類その他の資料名														
8 送			振込先機 関		信	  行  用金庫   A	į	支质支质	吉	<b>※</b> 受	理		年	月	日
金希		座 振 替	□ 普通預金		金		当点	医預金		<b>※</b> 決	定		年	月	日
望の			預金名							*	1.1		年	月	日
場	送金小切手機	振込先			 !行 :用金庫	Ĺ	支质	吉吉	支	払		-			
合		機関	名		A		支质		<b>※</b> 決定	金額				円	

## 遺族補償年金請求書

									※ 年 金	証書番	号	
									第	号		
							請求年月日	B	年	月	日	
<u>(3</u> 下		上尾市	i教育委		求します。		<u> </u>	斤 오 소	の の続柄			
<b>%</b> 1	認第	定番号 号	所 学校			職・上生年			死亡年月日	病年月日 月 月	日日	
所属長	補	償基	遊 額				円					
の証明	-	上記のと			:いことを記 日	E明 しる	ます。					
学校長											印	
2	請事				の死亡 口の所在不明	先順位	者の失権	□胎児	見であった子の	出生		
3		氏		名	生年月	日 1	注	所	死亡学校医 等との続柄	備考	•	
請求 及び												
族補 年金	i償											
受けこと	が											
でき遺族												
		rr.		h	4. 左口	П	<del>'}-</del>	=r:	死亡学校医	/#: <del>1</del> /2		
4 既に	遺	氏		名 	生年月	1 	主 —————	所	等との続柄	備考		
族補 年金	i償											
受けいる	て											
	-											

5	通	常	の	場	合	(補償基礎額)	×(倍数	)× <u>(</u> 請才	1 <b>さ</b> 者の数	<u></u> =		円	
遺族補 償年金 請 額の計 算	歯のを政条の	学校の 務災等 める政 第283 規定に	び学補 ( を 号) こよ	交薬剤 質の 期 い 対 り 支糸	制能進 2年第3 合額							Ρ	9
6 遺族補 償年金		者が1 表者で										P	7
請求年額	代表	者を選	選任	した場	場合	(6の請求年額	) (請 ×	青求者の		=	F	}	
7/	厚生年金保険法等 □ あっ			つった	)被保険者で こ 食者でなかった		者証書 1号番号	所轄:	年金事務	所领	等		
8 添付	する言	<u></u>	の他	の資料	<u></u> 半名								
9			振道機	込先金 関	:融 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年		月	日
送 金	口座	振替		一普通	預金	□当座₹	頁金	※決	定	年	:	月	日
・ 希望の場合			口,	座番	号			74.00	/	'			
			預金	仓名義	者			· <b>※</b> 決定	午類				円
	送小生	金 辺 手	振り機	込先金 関	:融 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店		下似				1 1
	そ(	の他			•								

## 遺族補償年金前払一時金請求書

					請求年	月日		-	年	月	日		
		教育委員会		· =+: [\	住	f(代表 所_ がな					-		
	「記の遺族補 ミす。	[[任金則]	ム一時金を	2請氷	氏 死亡学	名    校医等	争との	続柄			-		
								台作	ロフル	発病生	F H I	====	
	認定番号	所属		職・月	三夕			只吃	<b>カ人</b> (み	年年		¬ 月	日
*	第号			生年月				死亡	年月			/1	Н
1	713 .3	1 10-1		<u> </u>	, 1-			/	- 1 / 4	年		月	日
所属長	補償基礎	額	1			円	I.						
$\mathcal{O}$	上記のと	おり相違フ	ないことを	を証明し	、ます。								
証明			月 日		2 3. , 0								
,,						学	校長					印	
2	請求者(代表族補償年金		7.F	1,000倍 800倍 補償基礎額の 600倍 に相当する額 400倍									
						200							
3	遺族補償 <sup>4</sup> 請求金額	貴族補償年金前払一時金⊄ 情求金額				推額) ×		倍	=	=		円	
4	遺族補償年 出を行った る遺族補償	月までの			年	月分	から		年	<u>.</u>	月分	まで 円	
5	規則第4条ル 年月日	こよる通知	を受けた				Ź	F		月		日	
6	(代表者の	の氏名) を代表者。	とし、遺カ	挨補償 <sup>在</sup>	<b>F金前</b> 拉	\	金の請	求及	.び受	領を委	を任し	ょす	
代	住		所	日			名	歹	<b>化亡学</b>	校医	等と	の続権	丙
表													
者の													
選任													

7		振 込 先 金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年 月 日
送	口座振替	□普通預	金 □当座	<b>E預金</b>	※決	定	年 月 日
金希		口座番号			<b>*</b> 1	足	+ Л Г
望		預金名義者			※支	払	年 月 日
場場	送金	振込先	銀行	支店	^_	14	T 71 H
合		金融機関名	信用金庫 JA	支店 支店	<b> </b>   <b>※</b> 決定	- 全類	円
	その他				亚识		

## 遺族補償一時金請求書

(宛	5生)					請求	年月日		年	月	日	
	上尾		<u>で委員会</u> -時金を請求し	します	, 0	ふ 氏	者の住所 <u></u> りがな 名 <u></u> 学校医等。					
<b>※</b> 1	認定番号第一号		属 校名		職・ 生年					又は発病 年 年月日 年	年月日 月 月	日日
属長	補償基	礎額	į				円					
の証明	上記 <i>0</i> . 年		り相違ないこ 月 日	とを	証明	します			_			
			T				学	校長	<u> </u>		E	印
2	受給権	者の 名	生年月日	等。	亡学をとの。	続柄	<ul><li>補 償</li><li>基礎額</li></ul>		(倍数)	支給さる	れた年総計	
遺							(		×	_	)	
族補償一時~						× <u></u> 受終 者 <i>d</i>	l 合権 O数				円	
金請求	遺族補		 :の受給権者で :の氏名	ごあっ	左	手金証	書の番号	-	支給され	1た年金		 } 計
額の	償年金				ラ	<b>第</b>	号				F	円
計算	か 文 紹					<b>第</b>	号				F	円
尹	いた場 合				É	<b>第</b>	号				F	円
	総						計				F	円
3 進	3 遺族補償一時金請求額				i						F	円
4	添付する書類その他の資料名											

5	口座振替			振 込 先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	<u>.</u>	月	日
送金	口座振替			□普通預金	金 □当座	質金	※決	定	有	=	月	日
希				口座番号			* 1	足	1		Л	Н
望				預金名義者			※支	払	有	=	月	日
0	送	送 金 小 切 手	振込先	銀行	支店	* *	14	1		Л	Н	
場合			金融機関名	信用金庫 JA	支店 支店	<b>※</b> 決定	金額				円	
	そ	の	他									

# 葬祭補償請求書

(宛	(生)					請求	(年月日		年	月	日		
		牧育委員会 賞を請求し	-	- o		ふ 氏 死亡	者の住所 りがな 名 学校医等 柄又は関	 اح					
<b>*</b> 1		所 属学校名			職・ 生年				負傷又 死亡年	は発病 年 月日 年	年月月月		日日
川属 長	補償基礎額	į					円						
所属長の証明	を D 上記のとおり相違ないことを記 月 年 月 日					しま <sup>、</sup>		学校長				E	]
2	葬祭補償請 の計算					+	(補償基	礎額)	×30= ×60=			円円	
3	葬祭補償請	青求金額	(0)	(A) ,	(B)	<u> </u>	ち高い金	<b>領 し</b>	□ (A)	□ (B)		<u> </u>	
4	31 37 113 28 11	振込金融機関	先 関名		銀行 (用金) (A	重	支店 支店 支店	※受	理		年	月	月
送金	送 口座振替 □普通預金 金 □			i金		当座	<b>資金</b>	※決	定		年	月	日
希望の		預金名家			- /			※支	払		年	月	日
場合	送 金 小 切 手	振 込 先 金融機関名	信	段行   用金    A	庫	支店 支店 支店	<b>※</b> 決?	定金額				円	
	その他												

## 未支給の補償請求書

						認	定	<b>F</b>	号
						第			号
(ダ	5先)			請求年月日		年	三 月		日
	上尾市教	で有 <u>委員会</u> 補償の支給を	:請求しま	請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡した受給 権者との続柄					
1	死亡した	氏 名							
1	受給権者	死亡年月日				年	月	日	
2	未支給の補 償	種類				償のと: 番号			号
		請求金額						円	
3	添付する書 資料名	類その他の							
4		振 込 先金融機関名	銀行 信用金 J A	支店 達庫 支店 支店	※受	理	年	月	日
送金	口座振替	□普通預	<b></b>	□当座預金	※決	定	年	月	日
~ 希		口座番号			* 1	Æ	+	Л	Н
望		預金名義者			**支	払	年	月	日
の場合	送 金小 切 手	振 込 先金融機関名	銀行 信用金 J A	支店 :庫 支店 支店		定金額			円
	その他								

		認	定			
療養補償決	定通知書	番	号			
				年	月	日
15%						
横						
	療養補償の決定について			上尾市教育	香員会	
年 日 日台日				について	宝木の気	<del> </del> :
年 月 日付け   下記のとおり決定したので、通知し	けで請求のあった <u></u> よす。			(C*)( C (	番鱼のボ	百米、
	記					
□ 支 給						
□不支給						
理由						
1 受給権者の氏名						
9 古 划 众 頗				円		
3 支払の場所及び方法						
	年 月					
5 委任に基づく受領者 住 所						
6 そ の 他						
教示						
1 審査請求について		2. 1	,		\	
	っ場合は、この処分があったこと ☆に対して審査請求をすることが				ゝり起算し	ノて 3
	ことを知った日の翌日から起算し			=	っても、こ	この処
分の日の翌日から起算して1年 2 取消訴訟について	三を経過したときは、審査請求を	とする	こと	ができなく	なります	<b>ト</b> 。
	この処分があったことを知った	- 日(	上記	21の審査請	情求をした	た場合
	があったことを知った日。以下					
以内に、上尾市を被告として提 代表する者は、上尾市教育委員	是起しなければなりません。この A 今です	湯合	`、	i該訴訟にお	らいて上層	官市を
	ま云くり。 ことを知った日の翌日から起算し	て6	か月	以内であっ	っても、こ	この処

分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して

1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

休業補償決定通知書	認 定   番 号
<b>你未怕真伙</b> 定	
	年 月 日
様	
は坐せ締みかけ	上尾市教育委員会 印
休業補償の決定	
	休業補償について、審査の結果、下記のとおり
決定したので、通知します。	
記	
н	
□ 支 給	
□ 不 支 給	
理由	
д ш	
1 受給権者の氏名	
2 補 償 期 間	
年月	日から
	日までのうち
3 補 償 基 礎 額	<u></u>
4 支 払 金 額	
5 支払の場所及び方法	
6 支払日(振込日) 年	 月 日
7 そ の 他	
let	
教示 1 審査請求について	
	があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求	
	日から起算して3か月以内であっても、この処
分の日の翌日から起算して1年を経過したときは	、審査請求をすることができなくなります。
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があった	ことを知った日(上記1の審査請求をした場合
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知	
以内に、上尾市を被告として提起しなければなり	
代表する者は、上尾市教育委員会です。	
ただし、この処分があったことを知った日の翌 分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審	日から起算して6か月以内であっても、この処本誌式に対する批准の日)の翌日から起算して
カのロ (工記1の番重請求をした場合は、当該番 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提	

介護補償決定通知書	認番	定号						
			年	月	日			
様								
介護補償の決定について			上尾市教育	<b>ĭ委員会</b>	印			
年 月 日付けで請求のあった介護補償について、審査の結果、下記のとおり 決定したので、通知します。								
記								
□ 支 給 □ 不 支 給 理 由								
1 受給権者の氏名								
	日から 日までの	のうち	› <u></u> 月分					
3 補 償 基 礎 額 4 支 払 金 額			Ш					
5 支払の場所及び方法       年       月         6 支払日(振込日)       年       月         7 その他       他		旦.						
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があった か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をするこ ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起 分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請 2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日。 以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。 代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起 分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ	ことができる 記算求を まな た 同 い こ り こ り こ り こ り こ り し て り し し て り し し し し し し し し し し し し	き 3 3 3 6 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	。   以内であっく   ができなく   1 の審査らま   以内で翌日   1 の翌日   1 の翌日	っても、こ すなります ま求をした こ はいて上 に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	この か た る る る る る た る た る た る た る た る た る た			

傷病補償決定通知書	認番	定 号			
			年	月	日
<u>様</u>					
傷病補償の決定について			上尾市教	育委員会	即
年 月 日付けで請求のあった傷病補償につい 定したので、通知します。	て、	審查	至の結果、	下記のとお	おり決
記					
□ 支 給 □ 不 支 給 理 由					
1 受給権者の氏名         2 年金支給金額       円         3 補償基礎額       円         4 傷病等級第       級         5 年金証書の番号第       号         6 支給開始年月年月       年月         7 支払の場所及び方法					
<ul> <li>8 そ の 他</li> <li>教示</li> <li>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったこと か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることが ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し 分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を 2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下 以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この 代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し 分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対す 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが</li> </ul>	でてす 日 じ 合 6 表	まかこ 上)、 か決すりと 記の当 月の	-。   以内であ : ができな E1の審か器   以日)の   3   3   3   3   3   4   5   5   6   7   8   8   8   8   8   8   8   8   8   8	ってなません。 さまました。 おままいでもいる。 は、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	この か た い 場 か 市 を の え で の れ で の れ の れ の れ う る れ う る れ り る り る り る り る り の り の り の り の り の り の

				1		
	. NZ. 6n. = 1	認番	定 号			
障 害 補 償 決 定		, HI.	7			
				年	月	目
様						
				上尾市教育	委員会	印
	障害補償の決定について					-نـــا
年 月 日付けて	で請求のあった			について	審査の紹	#果.
下記のとおり決定したので、通知しる				_, , _ , ,	щ эт - //	32141
	記					
	μυ					
□支給						
□ 不 支 給						
理 由						
受給権者の氏名						
1 障害補償						
補償基礎額		F	7			
傷病等級	第	級	• •			
	<b></b>	71 <u>2</u>	X.			
(1) 障害補償年金支給金額			<u>.</u>			
ア 年金証書の番号	第	与	7			
イ 支給開始年月	年	月	]_			
(2) 障害補償一時金支払金額		円	]			
ア 支払の場所及び方法						
イ 支払日(振込日)	年 月		1			
		<del>.</del>	:-			
2 そ の 他						
教示						
1 審査請求について						
この処分について不服がある場	<b>易合は、この処分があったこと</b>	を知	口った	日の翌日カ	ら起算し	て3
か月以内に、上尾市教育委員会に	こ対して審査請求をすることが	ぶでき	きます	- 0		
ただし、この処分があったこと	とを知った日の翌日から起算し	て3	か月	以内であっ	っても、こ	_の処
分の日の翌日から起算して1年を	と経過したときは、審査請求を	する	5 Z Z	ができなく	なります	<b>-</b>
2 取消訴訟について						
この処分の取消しの訴えは、こ	この処分があったことを知った	. 日	(上記	21の審査請	青求をした	-場合
は、当該審査請求に対する裁決が	があったことを知った日。以下	同じ	) O	)翌日から起	算しても	か月
以内に、上尾市を被告として提起	己しなければなりません。この	場合	<b>;</b> 、当	育該訴訟にお	いて上昇	11市を
代表する者は、上尾市教育委員会						
ただし、この処分があったこと	· · · ·	て6	か月	以内であっ	っても、こ	_ の処
分の日(上記1の審査請求をした					-	
1年を経過したときは、処分の耶						

遺族補償決定通知	書	認番	定 号			
	П	1		 年	———— 月	日
				+	Л	Н
様						
					<b>-</b>	<b>E</b>
`#\ <del>\:</del> \	<b>冷</b> の油 <b>ウ</b> にっいて			上尾市教育	· 委員会	<u>티</u> J
	i償の決定について					
年 月 日付けで請求の下記のとおり決定したので、通知します。	)あった			<u>について、</u>	審査の約	吉果、
	記					
□ 支 給						
□ 不 支 給						
理 由						
受給権者の氏名						
1 遺族補償				Ш		
補償基礎額 (1) 遺族補償年金支給金額				<u>. 户.</u> 		
ア 年金証書の番号	<del></del> 第			.D. 분		
イの受給権者以外の遺族補償年金額	<u> </u>					
の算定の基礎となる遺族の氏名						
ウ 支給開始年月	年			月		
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額				- <i>/</i>		
ア 支払の場所及び方法				- 3- 3-		
イ 支払日(振込日)	<del>年</del>	月		日		
(3) 遺族補償一時金支払金額				円		
ア 支払の場所及び方法						
イ 支払日(振込日)	年					
2 その他						
教示						
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、	この処分があったこと	・を知	Πった	・日の翌日か	いら起質し	T 3
か月以内に、上尾市教育委員会に対して						, ,
ただし、この処分があったことを知っ					- •	
分の日の翌日から起算して1年を経過し	んときは、審査請求を	とする	うこと	:ができな<	くなります	ナ。
2 取消訴訟について	いぶと - と - 1、ナ.hn - と	_ []	/ [.≑	11 の宏本部	生士ナ.1 す	2. 48 人
この処分の取消しの訴えは、この処分 は、当該審査請求に対する裁決があった						
以内に、上尾市を被告として提起しなけ			-			
代表する者は、上尾市教育委員会です。	-					
ただし、この処分があったことを知っ						
分の日(上記1の審査請求をした場合は	は、当該審査請求に対す	-る裁	は決の	)日) の翌日	∄から起賃	軍して

1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

	認平	定			
葬祭補償決定通知書	番	号			
			年	月	日
块					
<u> </u>					
			上尾市教	育委員会	印
葬祭補償の決定について					
年 月 日付けで請求のあった葬祭補償につい	て、	審查	の結果、	下記のとお	3り決
定したので、通知します。					
記					
FL.					
□ 支 給					
□ 不 支 給					
理 由					
1 受給権者の氏名					
2 支 払 金 額			<u> </u>		
3 支払の場所及び方法					
4 支払日(振込日)     年 月       5 そ の 他			<u></u> <u></u> .		
   教示					
1 審査請求について					
この処分について不服がある場合は、この処分があったこと				から起算し	て3
か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることが			=	_ ~ + >	- Д-НП
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し 分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を				•	
2 取消訴訟について	) 0		. 7		0
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った	日 (	上記	11の審査	請求をした	と場合
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下	-				
以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この 代表する者は、上尾市教育委員会です。	場台	`` \	談訴訟に	おいて上風	毛巾を
	て6	か月	以内であ	っても、こ	- の処
分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対す				- •	
1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが	でき	なく	なります	0	

## 遺族補償年金支給停止申請書

(	(宛先)						請年	月日				年	J	]	日
上尾市教育委員会 下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止を申請します。						証住氏生	請者の書 を 月 在 の 紛	番 月明名日者		第					
1 所	氏	E書の番 の 住	名			第	5				号		·- ·-		
所在不明者	所在不 た 年	ド明とた ミ 月	で知り				<u>年</u>		月		日		-		
	所在不	5明の事	事由												
2	氏		:	名	住		所	年の	金	証 番	書号	所と	在の	不 明 続	者 柄
申															
申請者の同順位者															
同順															
恒之															
19															
3	添付す	る書類	その	他の	り資料名										
<b>%</b> 5	受 理		年		 月	日	<b>※</b> 涉	で定内	容		年		から	停止	

※受	理	年	月	日	※決定内容	年	月分から停止
※決	定	年	月	日			

## 第23号様式(第9条関係)

※決 定

## 遺族補償年金支給停止解除申請書

(宛先)			E	申請年月日		年	Ē	月	日
下記のる	上尾市教育委員 とおり遺族補 余を申請します	償年金の	支給信	申請者の年金 証書の番号 主 所 氏 名 生 年 月 日	第				
支給停止。	となった年月		,		年		月		
\•\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<i>F</i>			\•\/ \\\	<u>.</u>		П.	\	
※受理	年	月	日	│※決定内額	1 4	年	月ケ	うから角	) [ ]

月

日

年

			(11)			
号	第					
	師の公務災害補償	及び学校薬剤	交歯科医及	ዸ校医、学	-尾市立学校の学	
		証書	金	年		

## 〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできません。 また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を上尾市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ上尾市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、上尾市教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を上尾市教育委員会に返納してください。

受給権者	の氏名							
					年	月	日生	-
受給権者	の住所							
補償の	種 類							
支給開始	台年月			年		<u>月</u>		
市立学校の: とおり支給			医及び	学校薬剤	側師の公	務災害補償	に関する条	例により
年	月	日						
					-	上尾市教育	委員会	即

		傷病	う の	現	状	報	告	書			認定番号				
	(宛先) 上尾ī	<b></b>	委員会												
	下記のとおり年		の現状 日	を報行	告し	ます	0								
								報台	告者の	住所					
				ふりがな											
									氏	名					
1	年金証書の	)番号			第					号					
2	傷病補償年 支給開始										年	月			
3	傷病等	条 級			第					級					
4	傷病のお	犬 況	•												
5	日常生活の	概要													
6	公的年金 の受給関係			年金	<u>:</u> の <sup>左</sup>	F額		金証書の 号 番 号		合開 始 月	序	「轄年金事務所等			
						円	第	号		年 月					
						円	第	号		年 月					
									<b>※</b> □	支給	]支給	停止(免責)			

<b>※</b> 7	医師の証明
(1)	傷病の種類(傷病名・傷病の部位等)
(2)	傷病の経過及び治療方法の概要
(3)	傷病の現状
(4)	傷病の今後の見込み
(報告	告者の氏名)
	については上記のとおり相違ないことを証明します。
	年 月 日
	診療機関の 名 称 医師 氏名

	<u> </u>	章 害	の現	見状	報	片 :	書		認定番号			
(宛	先 <u>)</u> 上尾	市教育	委員会									
下言	己のとお	り障害	の現状	を報告し	ます	5						
	4	年	月	日								
							幸					
									がな			
								氏	<u>名</u>			
1 年	金証書の	)番号		第			号					
2 治	癒 年	月日							年	月	目	
3 障	害等	争 級		第			級					
4 身	体障害の	)状況										
5 日	常生活の	が概要										
	的年金 受給関	年金6 障害	の種類 等級 級	年金の	年額		金証書の 号 番 号			所轄年	金事務所	等
					円	第	号		年 月			
					円	第	号		年 月			
		•						<b>№</b> □=		古絵倬止(*	<b>名書)</b>	

遺族の現状報告書

認定番号

									ш .7					
(宛先		市教育	委員会											
下記の	つとお	り遺族	の現状	を報告	します	۲.								
	2	年	月	日										
									(代表者) :書の番			第	Ę	<u></u>
							報台	告者の	の住所					
								<b>ふり</b> 7	がな					
							氏		名					
1 死亡 1 氏	学校图	医等の 名					(	(死亡	年月日	4	丰	月	日)	
2 受給権	氏		名	生年。	月日	住		所	死亡学 医等と 続		障有	害		の無
者及びその者												有・	無	
と生計を同じ												有・	無	
く し て し し し し も 遺 族 補 償												有・	無	
医無領 年金を 受ける												有・	無	
へ こ ど き る												有・	無	
遺族												有・	無	
	年金 給関	年金の	の種類	年金0	り年額		証書の 景番号	支	給 開 始 月		所轄:	年金事	務所等	ř
係					円	第	号		年 月					
					円	第	号		年 月					
					*		給 停止	前扣	色責 [ ム一時金 近在不明	〕政	令附具	則第2条	きの	

<b>※</b> 7	医師の証明(器質的障害のみの場合は、この欄の記入は、必要ありません。)
(1)	身体障害の種類
(2)	身体障害の現状
(3)	身体障害の今後の見込み
(去2.5	行者の氏名)
(羊区下	
	については上記のとおり相違ないことを証明します。
	年 月 日
	所在地
	診療機関の
	VIDER TO H